元 監 第 4 1 号 令和元年7月3日

福島市長 木幡 浩 様福島市議会議長 半沢正典様

福島市監査委員井上安子同遠藤和男同円円円円

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、 その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

総務部

平成30年4月から平成31年3月までの執行業務

第2 監査の実施期間

平成31年4月5日から令和元年7月2日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、羽田房男

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認、つり銭確認を実施した。

第5 監査の結果

男女共同参画センターの自動販売機設置に係る転貸借契約において、建物所有者からの承諾書がなかった。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

環境部

平成30年4月から平成31年3月までの執行業務

第2 監査の実施期間

平成31年4月5日から令和元年7月2日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、羽田房男

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認、つり銭確認及び施設実査を実施した。

第5 監査の結果

- ・犬猫等死体処分手数料において、収入額に誤りがあった。
- ・犬猫等死体収集運搬業務及び手数料等徴収業務委託において、仕様書内容と実際の業務内容に、一部相違があった。
- ・福島市除去土壌履歴管理支援システムの専用端末借用書、タブレット端末 借用書、福島市除去土壌履歴管理支援システム利用規約において、日付の修 正方法が誤ったものがあった。